

難病医療費 助成制度



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター



特定医療費（指定難病）支給制度

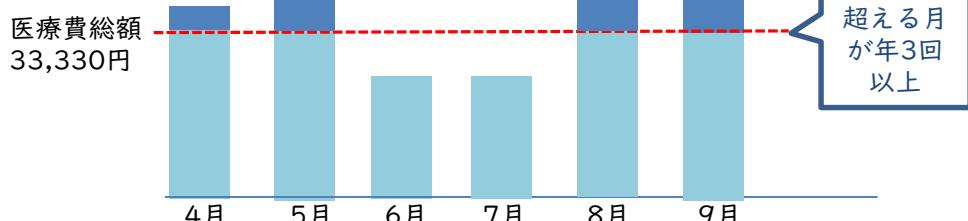
自己負担限度額（月額）自己負担割合は3割→2割になります

| 区分 | 区分の基準 | | 一般 (*) | 高額かつ 長期 | 人工呼吸 器装着者 (*) |
|----|---|----------------|-----------|------------|---------------------|
| | 食費は全額自己負担 | | | | |
| 1 | 生活保護 | | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 | 低所得Ⅰ 市町村民税非課税（世帯） | 本人の年収 ~80万円 | 2,500円 | 2,500円 | 1,000円 |
| 3 | 低所得Ⅱ 市町村民税非課税（世帯） | 本人の年収 80万円超 | 5,000円 | 5,000円 | 1,000円 |
| 4 | 一般所得Ⅰ 市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円~約370万円) | | 10,000円 | 5,000円 | 1,000円 |
| 5 | 一般所得Ⅱ 市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円) | | 20,000円 | 10,000円 | 1,000円 |
| 6 | 上位所得 市町村民税 25.1万円以上 (約810万円~) | | 30,000円 | 20,000円 | 1,000円 |

【軽症者特例】症状が軽く医療費助成の対象とならない（3割負担の人）でも、高額なお薬を服用し続ける必要がある場合などは、上記自己負担限度額の表にある「一般」の患者さんと同じ自己負担限度額になります。

●当てはまる人

ひと月の医療費総額が33,330円（3割負担で自己負担が10,000円）を超える月が過去1年間に3回以上ある



【対象者】

医療費助成対象疾患（指定難病）の方で

- ①病状の程度が一定程度以上、もしくは
- ②高額な医療を継続することが必要な方

ただし、旧制度で認定されている方は経過措置あり

【医療費助成の範囲】

指定医療機関で行なう難病治療にかかった医療の費用のみ

- ・指定医療機関（病院、薬局、訪問看護、介護保険の医療系サービス）

*受診時には上限管理票をご持参ください

【申請窓口】 住民票のある保健所

【申請に必要な書類】

- 支給認定申請書
- 診断書（臨床調査個人票）…難病指定医が記載
- マイナンバー提出書
- 市町村民税課税証明書（国民健康保険、後期高齢者、被用者保険加入課税者は不要）
- 医療保険の内容が確認できるもの（資格確認書又は資格情報お知らせの写し、マイナーポータル上の保険資格情報ページを印刷したもの）
患者さんが国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している場合⇒世帯全員分
患者さんが健康保険組合、協会けんぽに加入している場合
⇒患者さんの分（患者さんが被扶養者の場合は被保険者の分も必要）
- 加入している医療保険に都道府県が所得区分を確認するための同意書
- ◎該当する人だけが提出する書類◎
 - 人工呼吸器等装着者であることを証明する書類
 - 世帯内にほかに難病医療費助成または小児の難病医療費助成を受ける人がいることを証明する書類
- 医療費について確認できる書類（領収書など）
- 介護保険被保険者証のコピーなど

*所得を把握する単位は、同じ医療保険に加入している世帯です
住民票の世帯とは異なります

*受給者証が届いたら医療サービス課の窓口に
ご提示ください

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193